

令和5年度（2023年度）

東京エコビルダーズアワード

募 集 要 項

令和5年10月19日 追記版

東京都環境局

<目次>

- 1 目的・趣旨
- 2 賞の種類
- 3 審査方法、評価方法等
- 4 応募資格
- 5 応募方法・応募受付期間
- 6 スケジュール（参考）
- 7 表彰式等
- 8 その他
- 9 問合せ先

1 目的・趣旨

気候危機が一層深刻化する中、世界は、2050 年 CO₂排出実質ゼロという共通のゴールに向けて、急速に歩みを進めています。

こうした中、都は、2050 年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030 年までの行動が極めて重要との認識の下、温室効果ガス排出量を 50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。

エネルギーの大消費地・東京の責務として、経済、健康、レジリエンスの確保を見据え、脱炭素社会の基盤を確立することが急務であり、中でも都内 CO₂排出量のうち、7 割を占める建物への対策強化が重要です。

こうした背景のもと、令和 7 年 4 月から、大手ハウスメーカー等を対象に、中小規模新築建物（延床面積 2,000 m²未満の規格建築物）に太陽光発電設備の設置や、断熱・省エネ性能の確保等を求める「建築物環境報告書制度」（以下「報告書制度」という。）を開始します。

本事業は、報告書制度の開始に先駆けて、環境性能の高い建物の普及に向け、業界をけん引する意欲的な取組を行う事業者を表彰し、報告書制度に係る都民・事業者の理解促進と建築物脱炭素化に向けた意識醸成を図ることを目的とします。

2 賞の種類

表彰種別・表彰部門・建物供給規模区分

表彰種別	表彰部門	区分	評価の概要	表彰対象企業
ハイ スタンダード 賞	①断熱・省エネ性能 ②再エネ設備設置量	—	報告書制度で定める基準を 制度開始前に先行して達成 していること	基準を満たす 全事業者
ソーラー チャレンジ賞	—	—	令和4年度1年間における 再エネ設備設置率と令和5 年度3か月間（8月から10 月まで）の再エネ設備置率 を比較して、再エネ設備設 置率の増加が一定の水準 （※2）に達していること	一定水準を満 たす全事業者
リーディング カンパニー賞	①断熱・省エネ性能 ②再エネ設備設置量	3区分 （※ 1）	報告書制度で定める基準を 達成していること及び、環 境性能の高い住宅等の普及 に向け、より先進的な取組 等を実施していること	部門・区分ご とに上位3社 程度

（※1）都内において、令和4年度に建築確認済証が交付されている中小規模新築建物の延床面積の合計に応じて3区分

（①20,000 m²以上、②5,000 m²以上～20,000 m²未満、③5,000 m²未満）

（※2）一定の水準については、10～20%程度とする予定です。

例：令和4年度再エネ設備設置率10%、令和5年度再エネ設備設置率25%の
場合、再エネ設備設置率の増加は、25%－10%＝15%となります。

審査の結果、賞の種類によっては該当者なしとする場合があります。

3 審査方法、評価方法等

(1) 審査方法

- ・学識経験者等で構成される審査委員会において応募書類に基づく審査を行います。
- ・審査は非公開とし、審査の内容・結果に関する個別の問合せには応じません。
- ・建物の現地訪問・現地調査は実施しません。

《東京エコビルダーズアワード審査委員会》

委員長：伊香賀 俊治 慶應義塾大学 教授

委員：池本 洋一 株式会社リクルート SUUMO 編集長・SUUMO リサーチセンター長

委員：寺尾 信子 株式会社寺尾三上建築事務所 代表取締役

(2) 評価方法

① 定量的な評価（全表彰種別）

断熱・省エネ性能及び再エネ設備設置について定量的に評価します。

各表彰種別の算定方法等については、別紙「表彰種別算定方法等」をご参照ください。

② 定性的な評価（リーディングカンパニー賞のみ）

環境性能の高い住宅等の普及に向けた先進的な取組等（供給実績のあるものに限る）について、以下の「評価の視点」に基づき定性的に評価します。

先進的な取組等については、応募様式 04 及び参考資料「東京都建築物環境配慮指針」をご参照ください。

「評価の視点」

- ①独自の工夫・技術等により業界をけん引するような先進的な取組
- ②より環境性能の高い住宅等を顧客が選びやすくするための取組
(標準化・パッケージ化された商品の提供など)
- ③環境性能の高い住宅等の普及に向けた取組
(顧客に向けた情報発信・普及啓発など)

リーディングカンパニー賞における定量評価と定性評価の割合は1：1です。

(3) その他

評価の実施にあたっては、応募書類の内容を確認するため、訪問による書面調査を実施する予定です。

確認予定の資料は以下のとおり

○ 再エネ設備設置に係る根拠資料

例) 屋根伏図や、設計図中の太陽発電設備配線系統図等

○ 断熱・省エネ性能の算出に係る根拠資料

例) 国土交通省の示す「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）」（以下「住宅仕様基準」という。）に適合していることが分かる資料（住宅トップランナー事業者以外で、住宅仕様基準に基づき、断熱・省エネ性能の算定を行う事業者に限ります。）、一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター「省エネサポートセンター」が提供するエネルギー消費性能計算プログラムによる一次エネルギー消費量計算結果等

※書面調査については、応募いただいた後に順次日程調整させていただきます。書面調査を行う具体的な建物については、事前にお知らせします。

（日程調整や書面調査は、都が指定する業務委託先が行います。）

4 応募資格

都内において、令和 5 年 8 月 1 日(火)から 10 月 31 日(火)までの間に、建築確認済証が交付されている中小規模新築建物の供給実績がある事業者（個人事業主含む。）であること。

※契約前・竣工前の建物も対象となります。

その他、以下の要件を満たしていること

- ・ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、将来においても行わないこと。
- ・ 公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。
- ・ 政治、選挙運動又は宗教活動を目的とする法人でないこと
- ・ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- ・ 過去 5 年間に法令等に違反していないこと、また、法令等に違反するおそれがないこと。

5 応募方法・応募受付期間

(1) に定める応募様式を (2) に定める提出方法に従い、(3) に定める応募受付期間内にご提出ください。

複数の表彰種別・表彰部門に応募可能です。

(1) 応募様式

- ・様式 00：応募予定書
- ・様式 01：応募申請書
- ・様式 02：建物一覧表 (R5)
- ・様式 03：建物一覧表 (R4)
- ・様式 04：定性評価用シート

※表彰種別・表彰部門により提出書類が異なります。詳細は別紙「応募書類一覧」をご参照ください。

※様式 00 の提出は任意ですが、円滑な審査を行うため、提出のご協力をよろしくお願いします。

(2) 提出方法

①様式 00 応募予定書

- ・下記メールアドレス宛てにメールの件名に「東京エコビルダーズアワード__事業者名」と記載して送付してください。

②様式 01～04 (応募申請書ほか)

- ・下記メールアドレス宛て ZIP ファイルにまとめて送付してください。
- ・ファイル名は「様式●●__事業者名」としてください
例) 様式 02__株式会社●●
- ・メールの件名に「東京エコビルダーズアワード__事業者名」と記載して送付してください。

送付先 MAIL: S0213304@section.metro.tokyo.jp

(東京都環境局気候変動対策部環境都市づくり課宛て)

(3) 応募受付期間

- ①様式 00 (応募予定書)：7 月 31 日 (月) から 10 月 13 日 (金) (必着) まで
- ②様式 01～04 (応募申請書ほか)：令和 5 年 11 月 1 日 (水) から令和 5 年 11 月 30 日 (木) (必着) まで

6 スケジュール (参考)

- ①応募予定書提出期限 (10月13日(金))
- ②応募期間 (11月1日(水)～11月30日(木))
- ③訪問調査 (11月～令和6年1月)
- ④審査委員会 (令和6年1月中旬頃)
- ⑤受賞予定者へ通知 (2月上旬頃)
- ⑥表彰式 (2月中旬頃)

令和5年度						
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
評価対象期間			訪問調査期間			表彰式
		○ 応募予定書締切	○ 応募締切	審査期間	○ 受賞予定者へ通知	

7 表彰式等

(1) 表彰式

- ・表彰式は、会場による開催とオンライン配信のハイブリッド形式を予定しています。
- ・リーディングカンパニー賞受賞企業には、知事からの賞状授与に加え、自社の取組をPRする機会を設ける予定です。
- ・表彰式当日の様子についてはアーカイブ配信する予定です。
- ・表彰企業については、後日東京都HPにて公表します。

(2) その他

- ・表彰式と合わせて建物の環境性能に関するパネルディスカッションを実施する予定です。
- ※詳細は決定次第事前にお知らせします。

8 その他

(1) 応募の無効及び受賞の取消しについて

- ・応募資料に虚偽の記載がある場合や応募要件を満たしていることを確認できない場合は、応募が無効となります。
- ・受賞後に応募が無効となった場合、その他東京都が本事業の受賞者として不適切と判断した場合は、受賞を取り消します。
- ・受賞を取り消された事業者については、その後の応募をお受けしないことがあります。

(2) 提出書類の情報に関する取扱い

本事業を円滑に運営するため、提出書類にご記入いただいた情報を、必要に応じて審査委員、都が指定した業務委託先に提供することがありますので、予めご了承ください。提出書類に記載いただいた情報は、本事業の実施運営以外の目的で第三者へ提供することはありません。

(3) 個人情報（応募申請書に係る申請者情報）の取扱いについて

ア 利用目的

本事業の事務連絡や審査、運営管理のために使用します。

イ 第三者への提供

(ア) 目的

本事業の審査にかかる情報提供（審査委員及び都が指定する業務委託先に限る）

(イ) 項目

担当者氏名、連絡先

(ウ) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

◆ 個人情報は「東京都個人情報の保護に関する条例」に基づき取扱います。

詳しくは、東京都ホームページ(<https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/>)より、閲覧できますのでご参照ください。

(4) 令和6年度東京エコビルダーズアワードについて

- ・令和6年度も本事業を実施する予定です。
- ・詳細は決定次第お知らせします。

9 問合せ先

【事務局】

東京都 環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課 事業支援担当

TEL： : 03-5388-3666

MAIL : S0213304@section.metro.tokyo.jp

※本事業の審査運営については、今後委託する予定です。

委託者決定後は、問合せ先を受託者宛てに変更する場合があります。

表彰種別算定方法等

ハイスタダード賞

算定の対象は、都内において、令和5年8月1日(火)から10月31日(火)までの間に確認済証が交付されている中小規模新築建物全てです。

□断熱・省エネ部門

○基準達成の算定方法（断熱性能）

- ・住宅 : 一棟ごとの UA 値 $\leq$ UA 値(0.87)
- ・非住宅 : 一棟ごとの BPI 値 $\leq$ BPI 値(1.0)

○基準達成の算定方法（省エネ性能）

- ・注文戸建住宅(※) : 事業者ごとの都内平均 BEI 値 $\leq$ 義務基準 BEI 値 (0.8)
- ・分譲戸建住宅(※) : 事業者ごとの都内平均 BEI 値 $\leq$ 義務基準 BEI 値 (0.85)
- ・賃貸共同住宅(※) : 事業者ごとの都内平均 BEI 値 $\leq$ 義務基準 BEI 値 (0.9)
- ・上記以外の住宅、非住宅 : 一棟ごとの BEI 値 $\leq$ 義務基準 BEI 値 (1.0)

※令和4年度に住宅トップランナー事業者の対象となった住宅区分において適用

【住宅仕様基準に適合している場合の取扱い】

断熱・省エネ性能について、住宅トップランナー事業者以外が供給する住宅で、国土交通省の定める住宅仕様基準に適合している場合、当該住宅は、義務基準を達成していることとみなします。

【共同住宅の場合における算定方法の取扱い】

○断熱性能

住棟の中で最も大きいUA値を記載してください。

○省エネ性能

一次エネルギー消費量の計算は全住戸を足し合わせた数値としてください。

なお、共用部分の一次エネルギー消費量を計算に含めるかどうかは任意とします。

□再エネ設備設置部門

○基準達成の算定方法

- ・再エネ設置容量合計 $\geq$ 棟数 $\times$ 算定基準率(区域ごと) $\times$ 棟当たり基準量 (2kW/棟)

【算定基準率(区域ごと)について】

3つの区域ごとに計算します。

※詳細は参考資料「事業者向け制度説明会資料：区域ごとの算定基準率」をご参照ください。

【基準達成の算定に係る算定除外（屋根）の考え方】

屋根面積が 20 m²未満等の建物については、棟数から除外することができます。

- ・算定除外できる条件

次の①②両方の条件に適合する場合は、算定除外することができます。

- ①水平面（陸屋根）又は南を含む東から西向きまでの屋根（以下「南面等屋根」という。）のうち、最も大きい屋根の水平投影面積が 20 m²未満
- ②方位又は傾斜の異なる南面等屋根が 2 以上ある場合であって、2 番目に大きい屋根の水平投影面積が 10 m²未満

※詳細は参考資料「事業者向け制度説明会資料：除外可能な例」をご参照ください。

ソーラーチャレンジ賞

算定の対象は、都内において、令和４年度及び、令和５年８月１日(火)から１０月３１日(火)までの間に確認済証が交付されている中小規模新築建物全てです。

○再エネ設備設置増加の算定方法

A：令和4年度分再エネ設置率＝令和4年度分再エネ設置棟数／令和4年度分棟数

B：令和5年度分再エネ設置率＝令和5年度分再エネ設置棟数／令和5年度分棟数

$B-A \geq \text{一定の水準}$

【注意点等】

(1) 応募条件について

令和5年8月1日(火)から10月31日(火)までの間に2棟以上の再エネ設置棟数の実績がある事業者が対象です。

(2) 再エネ設備設置増加の算定に係る算定除外（屋根）の考え方

① 令和５年度分再エネ設置率の算定にあたっては、ハイスタンダード賞再エネ設備設置部門（２）の考え方と同様、算出対象屋根面積が 20 ㎡未満等の建物については、棟数から除外することができます。

② 算定除外を適用した場合は、令和４年度分再エネ設置率の算定にあたり、①で算定対象とした棟数の率（※）を算出し、令和４年度分の棟数に乘じます。

(※) 算定対象とした棟数の率＝令和５年度分棟数（算定除外後）／令和５年度分棟数（算定除外前）

例：○令和5年度(3か月) 棟数 25 設置棟数 2 算定除外した棟数 5

$$\frac{\text{算定対象とした棟数の率} = 80\% \left(\frac{(25 - 5)}{25} \right)}{\text{令和5年度分棟数（算定除外後）}} \quad \text{令和5年度分棟数（算定除外前）}$$

○令和4年度(1年間) 棟数 100 設置棟数 8

$$\text{再エネ設備設置率} = 10\% \left(8 \div \left(\frac{100 \times 80\%}{\text{令和4年度の棟数}} \right) \right)$$

算定対象とした棟数の率

リーディングカンパニー賞

算定の対象は、都内において、令和5年8月1日(火)から10月31日(火)までの間に確認済証が交付されている中小規模新築建物全てです。

□断熱・省エネ性能部門

○基準達成状況の算定方法（断熱性能）

(1) 住宅

一棟ごとの UA 値に係る義務基準の達成状況（※1）の平均値
（※1）義務基準 UA 値(0.87)／一棟ごとの UA 値

(2) 非住宅

一棟ごとの BPI 値に係る義務基準の達成状況（※2）の平均値
（※2）義務基準 BPI 値(1.0)／一棟ごとの BPI 値

(1) と (2) の両方がある場合は、それぞれの棟数に応じた加重平均により算定します。

○基準達成状況の算定方法（省エネ性能）

(1) 令和4年度に住宅トップランナー事業者の対象となった住宅区分

事業者ごとの都内平均 BEI 値に係る義務基準達成状況（※1）の平均値
（※1）義務基準 BEI 値／事業者ごとの都内平均 BEI 値

(2) (1) 以外の住宅区分及び非住宅

一棟ごとの BEI 値に係る義務基準達成状況（※2）の平均値
（※2）義務基準 BEI 値(1.0)／一棟ごとの BEI 値

複数の区分がある場合は、それぞれの棟数に応じた加重平均により算定します。

【住宅仕様基準に適合している場合の取扱い】

断熱・省エネ性能について、住宅トップランナー事業者以外が供給する住宅で、国土交通省の定める住宅仕様基準に適合している住宅は、義務基準の値と同値（UA 値＝0.87、BEI 値＝1.0）として算定します。

【共同住宅の場合における算定方法の取扱い】

ハイスタダード賞断熱・省エネ部門と同様とします。

□再エネ設備設置部門

○基準達成状況の算定方法

・再エネ設置容量合計／棟数×算定基準率(区域ごと)×棟当たり基準量(2kW/棟)

※算定基準率(区域ごと)の計算及び基準達成状況の算定に係る算定除外（屋根）の考え方については、ハイスタダード賞再エネ設備設置部門と同様とします。

応募書類一覧

「様式 00 応募予定書」については、7 月 31 日(月)から 10 月 13 日(金)までの間に、その他の書類については、11 月 1 日(水)から 11 月 31 日(木)までの間に送付先 MAIL あてに送付してください。

提出書類	ハイスタダード賞	ソーラーチャレンジ賞	リーディングカンパニー賞
様式 00 応募予定書	任意	任意	任意
様式 01 応募申請書	○	○	○
様式 02 建物一覧表 (R5)	○ (※1)	○ (※1)	○ (※1)
様式 03 建物一覧表 (R4)	×	○	×
様式 04 定性評価用シート	×	×	○
様式 04 の根拠資料	×	×	○ (※2)
算定除外適用確認図面	○ (※3)	○ (※3)	○ (※3)
全部事項証明書 (登記簿謄本)	○ (※4)	○ (※4)	○ (※4)

※1) 応募する表彰部門に関する欄に数値等をご記入ください。

※2) 様式 04 で記載する取組に関する根拠資料をご提出ください。

例： 図面や写真、パンフレット、CSR レポート、統合報告書、サステナビリティレポート
その他公表している書類等

※3) 別紙「表彰種別算定方法等」の各表彰種別における算定に係る算定除外(屋根)の考え方を適用している場合は、算定除外要件に適用していることが分かる屋根伏図等の図面をご提出ください。

ファイル形式は PDF、ファイル名を、「様式 02 建物一覧表 No. __事業者名」としてご提出ください。

例：No. 15__株式会社●●.pdf

※4) 原則直近 3 か月のものをご提出ください。